

## 技術会合開催規程

### (目的)

第1条 本規程は、講演会、講習会、研究会、各種大会、シンポジウム、国際会議等の技術会合を円滑に運営することを目的に定める。

### (開催形態)

第2条 本学会の技術会合の形態は、以下の3種類とする。

#### (1) 主催 (Sponsored by)

本学会が会合の企画、運営、参加者募集、財務、収支等について全ての責務を負う。

#### (2) 共催 (Co-sponsored by, Technically Co-sponsored by)

本学会を含む複数の団体が開催母体となり会合を開催し、本学会は共同分担の度合いに応じて責務を負う。共同分担の度合いに応じて主格あるいは同格に区分される場合と、主格あるいは同格とはならず相手の学会等の要請により名目上共催とし、主催の学会等の組織委員会へ委員を派遣する場合がある。

#### (3) 協賛または後援 (in cooperation with)

本学会が会合開催の実行上の全ての責務を負わず、開催案内を会員に周知する等の点で協力するものを言う。

### (開催手続き)

第3条 技術会合の開催にあたっては、各会合が開催に際して定める細目、運営要綱に則り開催手続きを行い審議機関の承認を得る。

2. 他学協会と共催開催の場合、実行組織は、事前に他の開催団体と協議を行い、「共催技術会合開催計画趣意書」(様式1)および「共催における責任分担比率に関する覚書」(様式2)を作成し、所管の審議機関へ提出する。

### (著作権の取り扱い)

第4条 本学会主催技術会合開催にあたり出版する論文集等に掲載される論文の著作権は、本学会へ譲渡することとし、著作者による「著作権譲渡書」(様式3)の提出、または電子投稿時の同意にて、著作権が本学会へ譲渡されることを「論文投稿手引き」(様式4)により周知する。ここで著作権とは日本国著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利をいう。

2. 共催の形態で開催する場合、責任分担比率が最も大きい団体が著作権を優先所有することとし、その取決めを覚書(様式2)として作成する。なお、責任分担比率を明確にせず著作権を共有する場合は、「共催技術会合における著作権共有に関する覚書」(様式5)を作成し、所管の審議機関において審議のうえ、承認を受けるものとする。

3. 著作権譲渡書提出後に当該著作物が掲載されなかった場合は、その時点で著作権譲渡書は無効とする。

4. 著作者が自分のために自分の著作物の全部または一部を複製して利用する場合は、営利を目的とする場合を除き許諾を必要とせず、また、本学会は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはしない。

5. 著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。

6. 著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

(運営)

第5条 会合の運営にあたっては、各会合開催規程細目を遵守する。

(会計)

第6条 主催、共催会合の決算は、本学会の決算として処理を行う。

2. 決算で収支差額が生じた場合の処理は、各会合開催規程細目の定めによる。

(付則)

1. 平成19年5月25日、理事会において承認制定。

(様式1)

共催技術会合開催計画趣意書

年 月 日

社団法人 電気学会

会長 ○○○○ 殿 , 部門長○○○○ 殿 , または支部長○○○○ 殿

(審議決定機関が, 本部の場合→会長名, 部門の場合→部門長名, 支部の場合→支部長名)

会合名 (略称) :

発 起 人 :

準備委員会名 (実行組織委員会名)

委員長等氏名

1. 会合名 : 和文 : \_\_\_\_\_  
英文 : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

略称 : 英文 \_\_\_\_\_

(国際会議は英文必須)

2. 開催期日: 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
3. 開催会場: (国/都市名/会場名)
4. 開催の規模: 発表論文予定件数: 約 \_\_\_\_\_ 件  
参加予定者数 : 約 \_\_\_\_\_ 名 [外国: 約 \_\_\_\_\_ 名]  
[国内: 約 \_\_\_\_\_ 名]
5. 共催学協会名 :
6. 共催を必要とする理由 :
7. 責任分担比率ならびに論文の著作権の処理について,  
責任 (財務を含む) 分担比率 (内訳) :  
著作権の処理 :
8. 準備委員会 (実行組織委員会等) および事務局等の構成案:  
委員会名簿を別添
9. 事業計画/資金調達計画及び支出計画: (予算書を別添のこと)
10. 担当者連絡先 (住所, 所属, 氏名, 電話, E-mail 等を別添のこと)

(様式 2)

## 〇〇会議 共催における責任分担比率 (費用, 収支差額配分, 著作権) に関する覚書

社団法人電気学会 (以下, 甲という。) と〇〇学会 (以下, 乙という。) は, 共同で開催する  
〇〇会議の費用負担比率, 収支差額配分比率, 著作権持分比率に関して, 次のとおり覚書を締結する。

(主催団体)

第1条 主催団体は甲および乙とする。

(費用負担・収支差額配分比率と精算)

第2条 費用負担・収支差額配分比率は, 次の通りとし, 会議終了後に甲と乙は精算を行う。

費用負担・収支差額配分比率 甲 : 乙 = 7 : 3 (例)

(著作権の取り扱い)

第3条 著作物の著作権は, 責任分担比率の大きい甲が所有することとし, 著作物には著作権の所在を表記する。

2. 本会議終了後に, 譲渡された著作権により生じる収支については, 著作権を保有する甲が処理を行う。
3. 著作者による著作権譲渡書の提出時, または電子投稿の同意時に, 著作権が甲へ譲渡されることを投稿手引き等により周知する。ここで著作権とは日本国著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利をいう。
4. 著作者が自分のために自分の著作物の全部または一部を複製して利用する場合は, 営利を目的とする場合を除き許諾を必要とせず, また, 甲と乙は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはしない。
5. 著作物の内容については, その著作者自身が責任を負うものとする。
6. 著作物が他人から著作権侵害として提訴され, もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合, あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は, 原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

(協議)

第4条 本覚書に疑義を生じた場合, および本覚書に定めなき事項については, 甲乙協議のうえ, 相互に誠意をもって解決するものとする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し, 甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 社団法人電気学会 主催責任者 (例: 技術委員会委員長) \_\_\_\_\_ 印

乙 〇〇学会 主催責任者 (例: 当該委員会委員長) \_\_\_\_\_ 印

3 団体以上との締結の場合は, 本ひな型に準じて適宜文書を作成することとする。

## 著作権譲渡書

(本譲渡書を論文投稿時に提出して下さい)

論文番号: \_\_\_\_\_

論文題目: \_\_\_\_\_

著者氏名:(全員) \_\_\_\_\_

所属機関:(全部) \_\_\_\_\_

〇〇会議開催に際しての著作物について、著者全員は、上記著作物の著作権を電気学会に譲渡することに同意する。ここで著作権とは日本国著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利をいう。

- (1) 他の著作物の著作権を侵害していないこと。および、著作権許諾が必要な引用については無償での転載許諾を書面で得ていること。
- (2) 内容に本質的な貢献を行った人は全て著者に含まれていること。
- (3) 必要な場合には著者の所属機関のしかるべき権限を有する人の同意を得ていること。なお、本書によって著作権の譲渡を行っても、以下の権利は著者の手元に残るものとする。
  - \* 著作権以外の例えば特許権のような権利
  - \* 著者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用すること
  - \* 著者が営利を目的とせずに行う複製(例えば教育資料としての使用)
  - \* その他、日本の著作権法に反しない利用

著者名: \_\_\_\_\_ 署名: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(著者が複数の場合には代表者)

(以下は著者の所属機関で、著作権譲渡に責任者の承認が必要な場合に使用して下さい)

責任者名: \_\_\_\_\_ 署名: \_\_\_\_\_  
(署名した著者の所属機関の責任者名)

役 職: \_\_\_\_\_ 日 付: \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 〇〇会議への論文投稿の手引き

### まえがき

.....

### 執筆の注意

.....

### 著作権について

本〇〇会議に投稿された論文の著作権は、原則として〇〇学会に譲渡していただきます。このため、「著作権譲渡書」を投稿時に原稿と一緒に提出願います。著作権譲渡は以下の「〇〇会議掲載論文著作権について」を了解したうえで行って下さい。

(電子投稿で譲渡書提出を求めない場合)

本〇〇会議に投稿された論文の著作権は、原則として電気学会に譲渡していただきます。このため著作者は以下の点を理解し、諸項に同意するものとします。

(WEBの論文投稿画面)

例) 「〇〇会議掲載論文著作権について」の記載条項を承諾の上、論文を送信します

「〇〇会議掲載論文著作権について」

1. 上記でいう著作権とは、日本国著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利をいいます。
  - (1) 他の著作物からの引用にあたっては、著作権上の問題が生じないように十分に注意を払って下さい。
  - (2) 著作権の譲渡を行っても、以下の権利は著者の手元に残るものとします。
    - ①著作権以外の例えば特許権のような権利。
    - ②著者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用すること。
    - ③著者が営利を目的とせずに行う複製 (例えば教育資料としての使用)。
    - ④その他、日本の著作権法に反しない利用。
2. 掲載された論文について、第三者より複製あるいは翻訳利用などの申請があった場合、電気学会の責任において対応します。
3. 著作権譲渡書提出後に当該著作物が掲載されなかった場合は、その時点で著作権譲渡書は無効とします。
4. 著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとし、著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとします。

### その他

.....

## 共催技術会合における著作権共有に関する覚書

社団法人電気学会（以下、甲という。）と〇〇学会（以下、乙という。）は、共同で開催する〇〇〇〇（会合名を記載）で発行する著作物の著作権に関して、次のとおり覚書を締結する。

（主催団体）

第1条 主催団体は甲および乙とする。

（著作権の取り扱い）

第2条 共催を構成する各学協会は、著作者による著作権譲渡書の提出時、または電子投稿の同意時に、著作権が各学協会へ譲渡されることを投稿手引き等により周知する。ここで著作権とは日本国著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利をいう。

- 著作権譲渡書提出後に当該著作物が掲載されなかった場合は、その時点で著作権譲渡書は無効とする。
- 著作物の著作権は、共催学協会でも共有することとし、著作物には著作権共有の旨を表記する。
- 共有する著作権は甲乙が平等に保有する。
- 著作物について、その原著者が共催学協会の査読つき論文誌などに再投稿する場合はこれを認める。
- 共有する著作権の権利行使については、相手の共催学協会の承諾を得ることなく行使することができるものとし、当該利用許諾に基づき得られた収入についても自学会のみの収入とすることができる。
- 共有する著作権の第三者への譲渡については、共催学協会の同意を必要とする。
- 著作者が自分のために自分の著作物の全部または一部を複製して利用する場合は、営利を目的とする場合を除き許諾を必要とせず、また、共催学協会は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはしない。
- 著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。
- 著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

（協議）

第3条 本覚書に疑義を生じた場合、および本覚書に定めなき事項については、甲乙協議のうえ、相互に誠意をもって解決するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 社団法人電気学会 主催責任者 \_\_\_\_\_ 印

乙 〇〇〇〇学会 主催責任者 \_\_\_\_\_ 印

3 団体以上との締結の場合は、本ひな型に準じて適宜文書を作成することとする。